厚 生 第 2 4 3 号 ( 教 養 ) 令和3年3月19日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

警察機関以外の機関・団体が主催する運動競技会へ警察職員が公務として 参加する場合の取扱いについて

警察機関以外の機関・団体が主催する運動競技会(以下「部外競技会」という。)へ警察職員が公務として参加する場合の取扱いについては、「警察機関以外の機関・団体が主催する運動競技会へ警察職員が公務として参加する場合の取扱いについて」(平成31年4月22日付け厚生第12号。以下「旧通達」という。)に基づき運用してきたところであるが、この度、様式の押印を廃止し下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

- 1 公務の一環として参加の認められる部外競技会
- (1) 種目

次の種目に限る。

- ア柔道
- イ 剣道
- ウ射撃
- エ ロードレース
- オ 二輪のトライアル競技(自動二輪車を用いて行う災害救助活動又は交通 取締活動に従事する職員に限る。)
- カ 機動隊に所属する職員については、事前に本職の承認を得た訓練種目
- (2) 競技会の種類

公的団体又は全国規模の競技団体が主催又は共催する都道府県レベル以上 の国内で行われる競技会(これら競技会の一環として実施される地区レベル の予選競技会を含む。)

2 参加に当たっての手続等

所属長は、職員を公務の対象となる部外競技会に参加させる場合は、職務命令によるものとし、旅行が必要な場合には旅行命令を行うこと。

また、旅費は、原則として当該所属の負担とする(公的団体又は全国規模の

競技団体が旅費を負担する場合を除く。)。

## 3 事前協議

- (1) 所属長は、職員を公務として部外競技会に参加させようとする場合には、 事前に別記様式「部外競技会参加協議書」により、教養課長及び厚生課長と の協議を経て、警務部長及び総務室長の承認を得ること(二輪のトライアル 競技にあっては、教養課長との協議は要しない。)。
- (2) 「部外競技会参加協議書」には、主催又は共催競技団体等からの参加要請書等の写しを添付すること。

## 4 その他

所属長は、職員が上記1 (1)以外の種目で国民体育大会等の競技会に参加する場合は、「職務に専念する義務の免除の取扱いについて」(令和3年2月2日付け警務第335号)により、取り扱うものとする。

担当 厚生課健康管理係

## 別記様式

警務部長総務	室長	大養 課 長	厚生調	果長	次	長	補	佐	係	長 等
立	ß 外	競	会	参	加	協	議	書		
							2	年	月	日
	長 殿 長									
					Ē	<b>听属長</b>				
下記の部外競技会に、公務として参加させてよろしいか伺います。										
部外競技種目										
部外競技会名称	;									
主催団体名等	Ç.									
開催日時・場所	(日時)									
部外競技会の種類	全国大	会・東非	之大会。	・県フ	大会・	その	他 (			)
参加要請の種類	有無	参加要請求		体名) 表者)						
参加 目的	J									
参 加										
競技種目に対する参加者の活動状況										
協議結果										